

政省令等改正（2015年10月1日施行）の概要

平成 27 年 8 月
経済産業省貿易管理部
安全保障貿易管理課

I. 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、これを外為法48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下、「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。【参考2】

各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、外為令・輸出令・関連省令・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本改正の施行日は平成27年10月1日としている。

【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は41か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は34か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は41か国。

【参考 2】 関係法令及び略称

【法律】

- 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）： **外為法**

【政令】

- 外国為替令（昭和 55 年政令 260 号）： **外為令**
○ 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）： **輸出令**

【省令】

- 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は
技術を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 49 号）： **貨物等省令**

【告示】

- 輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が告示で定める
貨物（平成 13 年経済産業省告示第 758 号）： **告示貨物**

【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について： **運用通達**
○ 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第
二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について： **役務通達**
○ 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書
類及び注意事項等について： **提出書類通達**
○ 包括許可取引要領： **包括要領**
○ 輸出管理内部規程の届出等について： **CP 通達**

Ⅱ 改正内容

原子力関連（２項関係）

■ 重水素等の製造装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

重水素等の製造装置等の仕様について、従来からNSGの規定と同等のスペックの断面積に係る規定内容としていたところであるが、各種要望もあり、NSGに規定されている内容に統一するための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第１条第１０号【省令】
- 運用通達の２の項【通達】

■ 工作機械の除外規定の精緻化

工作機械の除外規定の一部の規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第１条第１４号【省令】

■ 非接触型の測定システムに係る解釈の追加【規制内容の明確化】

非接触型の測定システムにおいては、NSG、WAにて規制対象とされているところであるが、WAの規定内容について、NSGにおいても運用上、同種の解釈の内容を適用することが妥当と判断できることから、解釈として追加を行う。

- 運用通達の２の項【通達】

■ 圧力計に係る解釈の追加【規制内容の明確化】

圧力計に係る解釈について、今まで運用通達に設けていなかったところであるが、各種要望があったため、新たに解釈として追加を行う。

- 運用通達の２の項【通達】

■ 原子力関連装置等の設計等の技術に係る規定の精緻化

原子力関連装置等の設計等の技術について、NSGの合意内容の一部が正確に反映されていない部分があったため、これらに関する規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第１５条第１項第４号【省令】

化学・生物兵器関連（３項、３の２項関係）

■ 蒸留塔等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

蒸留塔等の仕様について、従来からＡＧの規定と同等のスペックの断面積に係る規定内容としていたところであるが、各種要望もあり、ＡＧに規定されている内容に統一するための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第２条第２項第４号【省令】
- 運用通達の３の項【通達】

■ 弁等に係る規定の改正【規制強化】

ＡＧにおいて、規制対象となっていなかった弁について、新たに規制対象として追加する等、弁等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第２条第２項第７号【省令】
- 運用通達の３の項【通達】

■ ウイルス、細菌、毒素に係る規定の改正【規制内容の明確化】

「ウイルス」、「細菌」、「毒素」として、ある特定のものが規制対象となっているが、その名称等の明確化を行うための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第２条の２第１項第１号、第２号、第３号【省令】
- 運用通達の３の２の項【通達】

■ 発酵槽等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

発酵槽等の規定内容の明確化のための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第２条の２第２項第２号【省令】

ミサイル関連（４項関係）

■ 推進薬の制御装置の部分品等に係る規定の改正【規制強化】

ＭＴＣＲにおいて、推進薬の制御装置の用いられるガスタービン等が新たに規制対象に追加されたことから、これらに係る規定の新設と共に、関係する規定内容の明確化のための所要の改正を行う。

- 輸出令別表第１の４の項（５）、（５の２）【政令】
- 貨物等省令第３条第３号、第６号、第６号の２【省令】

■ 推進薬等の物質に係る規定の追加等【規制強化】

MTCRにおいて、推進薬等の物質について、新たに規制対象として追加されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第7号【省令】

■ アナログデジタル変換用の集積回路等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

MTCRにおいて、アナログデジタル変換用の集積回路等に係る規定内容に変更があったため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第24号【省令】

■ ロケット関連装置等の設計等の技術に係る規定の精緻化

ロケット関連装置等の設計等の技術が規定されているが、MTCRの合意内容の一部が正確に反映されていない部分があったため、これらに関する規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第16条第1項第5号【省令】

先端材料関連（5項関係）

■ 芳香族ポリイミドの製品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

芳香族ポリイミドの製品に係る規制内容の明確化を行うための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第4条第3号【省令】

■ 合金等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、合金等について、ある一定の方法を用いて製造されたものが規制対象とされているが、その方法としてプラズマ噴霧法が新たに追加されたことから、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第4条第5号、第7号【省令】
- 運用通達の5の項【通達】

■ セラミックの材料となる物質等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、セラミックの材料となる物質に係る規定内容の明確化が行われたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 外為令別表5の項（3）【政令】
- 輸出令別表第1の5の項（13）【政令】
- 貨物等省令第4条第12号【省令】
- 貨物等省令第17条第3項【省令】

■ 重合体等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、重合体に係る規制対象のうち、熱可塑性の液晶共重合体全般に係る規制内容が削除されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第4条第13号、第15号【省令】
- 運用通達の5の項【通達】

■ 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術の削除【規制緩和】

WAにおいて、芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術が規制対象から削除されることとなったため、これらの規定の削除を行うための所要の改正を行う。

- 外為令別表の5の項（6）【政令】
- 貨物等省令第17条【省令】

■ 複合材料の設計プログラムに係る規定の改正【規制内容の明確化】

複合材料の設計プログラムが規制対象とされているが、WAにおけるセンシティブ・リストとベーシック・リストに規定されているものが同一的に規定されていることから、これらを区別して明確化するための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第17条第6項【省令】

材料加工関連（6項関係）

■ 工作機械等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

工作機械の規定内容について、各種要望を踏まえ、WA上の規定内容に統一する所要の改正を行う。

- 貨物等省令第5条第2号【省令】
- 運用通達の6の項【通達】

エレクトロニクス関連（７項関係）

■ 集積回路に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、集積回路に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第６条第１号【省令】

■ マイクロ波用機器等の部分品に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、マイクロ波用機器等の部分品に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第６条第２号【省令】

■ 波形記憶装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、波形記憶装置に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第６条第１０号【省令】
- 運用通達の７の項【通達】

■ 周波数分析器に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、周波数分析器に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第６条第１２号【省令】
- 運用通達の７の項【通達】

■ 信号発生器に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、信号発生器に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 輸出令別表第１の７の項（１２）【政令】
- 貨物等省令第６条第１３号【省令】
- 運用通達の７の項【通達】

■ ネットワークアナライザーに係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、ネットワークアナライザーに係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第６条第１４号【省令】

■ 半導体素子等の製造装置等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、半導体素子等の製造装置等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第17号【省令】

コンピュータ関連（8項関係）

■ 加重最高性能に係る解釈規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、加重最高性能に係る解釈規定の変更があったため、これらに係る所要の改正を行う。

- 運用通達の8の項【通達】
- 役務通達の8の項【通達】

■ 電子計算機の設計等に係る技術の規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、電子計算機の設計に係る技術の規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第20条第1項、第2項【省令】

通信関連（9項関係）

■ 暗号装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、暗号装置等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第8条第9号、第9号の2【省令】
- 運用通達の9の項【通達】

■ 伝送通信装置、暗号装置等の技術に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、伝送通信装置、暗号装置等の技術に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第21条第1項、第2項【省令】
- 役務通達の9の項【通達】

■ 通信用の電力増幅器の設計等の技術に係る規定の精緻化

通信用に設計したマイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器の技術に係る規定の精緻化を行う。

- 貨物等省令第21条第3項第2号【省令】

センサー・レーザー関連（１０項関係）

■ 音波を利用した水中探知装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、音波を利用した水中探知装置等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第９条第１号【省令】
- 運用通達の１０の項【通達】

■ ストリークカメラ等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、ストリークカメラ等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第９条第８号【省令】
- 運用通達の１０の項【通達】

■ 光学器械等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、光学器械等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第９条第９号【省令】
- 運用通達の１０の項【通達】

■ レーザー発振器等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、レーザー発振器等の製造装置等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第９条第１０号【省令】
- 運用通達の１０の項【通達】

■ 光学部品材料となる物質等に係る規定の追加【規制強化】

WAにおいて、光学部品の材料となる物質等として、ダブルクラッドファイバーを新たに規制対象として追加することとなったため、これらを追加するための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第９条第１６号【省令】
- 運用通達の１０の項【通達】

■ 反射鏡システムの設計プログラムに係る規定の追加【規制強化】

WAにおいて、新たに、反射鏡システムの設計プログラムを規制対象として追加することになったため、これらを追加するための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第22条第3項第3号【省令】

航法関連（11項関係）

■ 加速度計のバイアスに係る解釈の改正【規制内容の明確化】

加速度計のバイアスに係る解釈について規定しているところであるが、その内容を明確化すべき等の各種要望を踏まえ、これらに係る所要の改正を行う。

- 運用通達の11の項【通達】

■ 民間航空機に係る解釈の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、民間航空機に係る解釈の内容に変更があったため、これらに係る所要の改正を行う。

- 運用通達の11の項【通達】

■ 位置参照情報に係る解釈の改正【規制内容の明確化】

位置参照情報の解釈に用いられている用語について、他の部分との統一を行うべき等との各種要望を踏まえ、これらに係る所要の改正を行う。

- 運用通達の11の項【通達】

■ 航法関連貨物の技術に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、航空関連貨物の技術に係る規定内容が変更された等のため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第23条【省令】
- 役務通達の11の項【通達】

海洋関連（１２項関係）

■ 水上船等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、水上船等について、規制対象から削除されることとなったため、これらに係る所要の改正を行う。

- 輸出令別表第１の１２の項（１）【政令】
- 貨物等省令第１１条第３号、第９号【省令】
- 運用通達の１２の項【通達】

■ エアクッション船等の設計等の技術に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、エアクッション船等の設計等の技術に係る規定が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第２４条【省令】
- 役務通達の１２の項【通達】

推進装置関連（１３項関係）

■ 航空機用のガスタービンエンジン等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、航空機用のガスタービンエンジン等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第１２条第１号、第３号【省令】
- 運用通達の１３の項【通達】

■ 宇宙開発用の飛しょう体等に係る規定の改正【規制内容の明確化・規制強化】

WAにおいて、宇宙開発用の飛しょう体等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 輸出令別表第１の１３の項（２の２）【政令】
- 貨物等省令第１２条第４号、第４号の２、第１０号【省令】
- 運用通達の１３の項【通達】

■ 固体ロケット推進装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】

固体ロケット推進装置等に規定されている一部の用語について、他の条号で用いている用語と統一するための所要の改正を行う。

- 貨物等省令第１２条第７号、第９号【省令】

■ 無人航空機等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、無人航空機等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第10号の2【省令】
- 運用通達の13の項【通達】

■ ガスタービンエンジンのブレード等の製造装置等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、ガスタービンエンジンのブレード等の製造装置等に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第11号【省令】
- 告示貨物第19号【告示】

■ 風洞に係る解釈規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、風洞に係る解釈規定が設けられており、当該解釈の注釈の内容が別途解釈として規定していたところであるが、よりわかりやすく明確化するための所要の改正を行う。

- 運用通達の13の項【通達】

■ 推進装置関連貨物に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、推進装置関連貨物の技術に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第25条【省令】
- 役務通達の13の項【通達】

その他（14項関係）

■ 火薬等の添加剤等となる物質に係る規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、ある特定の火薬等の添加剤等となる物質が規制対象とされているところであるが、一部の物質の明確化がされたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第13条第2項第2号【省令】

■ 爆発物の探知装置等に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、爆発物の探知装置等の技術に係る規定内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第26条第3号【省令】
- 役務通達の14の項【通達】

機微品目（15項関係）

■ 機微品目に係る技術の規定の改正【規制内容の明確化】

WAにおいて、機微品目に係る規定内容が変更された等のため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第27条【省令】

その他

■ 提出書類通達の改正

WAの合意内容に係る合意内容に基づき、別表2の付表に掲げられている内容についての所要の改正を行う。

■ 包括要領の改正

特定子会社包括等に係る事務手続き等に係る簡素化等の所要の改正を行う。

■ CP通達の改正

法人の代表権者から委任を受けた者からの所要の手続きを認める等の所要の改正を行う。

※その他、技術的・修辭的な観点から所要の改正を行う。